

東村山市放射線量測定器貸出要領

平成24年8月15日制定

(趣旨)

第1 この要領は、東村山市（以下「市」という。）内の空間放射線量を把握するため、放射線量測定器（以下「線量計」という。）の無償貸出について、必要な事項を定めるものとする。

(貸出の対象者)

第2 貸出の対象者は、市内に住所を有し、貸出日において満20歳以上の者（以下、市民という）、または、市の区域内に存する次項（1）から（5）に掲げる施設及び団体の代表者（以下、代表者という）とする

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校及び中学校

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所

(3) 第1号に規定する施設のPTAその他これに類する団体

(4) 自治会及び町内会

(5) その他市長が適当と認める施設及び団体

(貸出期間)

第3 線量計の貸出期間は、市民の場合は貸出をした日を含めて2日間、代表者の場合は貸出をした日を含めて3日間とし、貸出及び返却は開庁日の午前9時から午後5時までとする（正午から午後1時までは除く）。返却日が土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日にあたる場合は、次の開庁日の正午までに返却するものとする。また、市長が特別な事情があると認める場合はこの限りではない。

(申請等)

第4 線量計の貸出を受けようとする市民または代表者（以下、両者を合わせて申請者という）は、放射線量測定器貸出申請書兼借用書（第1号様式）により市長に申請をしなければならない。

(2) 市長は、前項の申請の内容を審査し、適当と認めるときは、線量計の貸出をするものとする。

(目的外使用の禁止等)

第5 前項の規定により線量計の貸出を受けた申請者は、前条第1項に規定した放射線量測定器貸出申請書兼借用書に記載した使用目的以外に線量計を使用してはならない。

(2) 申請者は貸出した線量計を第三者に転貸してはならない。

(3) 申請者は測定に際し、申請者の所属する周辺地域の線量測定を基本とし、測定する施設及び地域の管理者の許可なく測定を実施してはならない。

(申請者の責任)

第6 申請者は、線量計の貸出中の事故等について一切の責任を負わなければならない。

(2) 申請者は、線量計を破損し、汚損し、又は紛失したときは、申請者の負担において原型に復し、又は現品をもって弁償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(線量計の返納)

第7 申請者は、線量計の使用を終了したときは、速やかに当該線量計を返納し、市長の検査を受けなければならない。

(施行期日)

この要領は、平成24年8月15日から施行する。